

立山町営バスAIオンデマンド型実証運行支援等業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、立山町の実施する立山町営バスAIオンデマンド型実証運行支援等業務に係る公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

立山町営バスAIオンデマンド型実証運行支援等業務

(2) 業務内容

別紙「立山町営バスAIオンデマンド型実証運行支援等業務仕様書」のとおり

(3) 業務履行期間

別紙「立山町営バスAIオンデマンド型実証運行支援等業務仕様書」のとおり

(4) 提案限度額（消費税額及び地方消費税額を除く。）

12,834,000円（初期費用及びランニング費用を含む。）

※ 本プロポーザルは、国土交通省の令和8年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（「交通空白」解消タイプ）の採択及び立山町の補正予算成立を前提として行うものであり、採択及び補正予算成立後に効力を生じる業務であることから、不採択又は予算不成立となった場合には、契約を締結しないものとする。

3 資格要件

(1) 参加に当たり必要な資格

参加に当たり必要な資格は、次のとおりとする。

ア 立山町財務規則（昭和59年立山町規則第2号）第137条に規定する立山町指名競争入札参加資格者名簿に搭載された者であること。ただし、参加申出書提出時点で当該名簿搭載者でない者が入札参加資格審査申請を行い、令和8年5月14日（木）までに指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者として認められた場合には、これを当該名簿に搭載された者とみなす。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

ウ 立山町から立山町建設工事等指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第2条に規定する国税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第4号に規定する地方税を滞納していない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事

再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しないこと。

(2) 履行に当たり必要な要件

履行に当たり必要な要件は、次のとおりとする。

ア 体制

本業務の遂行の過程で必要となる連絡、調整、打合せ等に、迅速に対応できる体制を有すること。

イ 過去の履行実績

過去 5 年以内に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に規定する地方公共団体又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条に規定する協議会が発注した A I オンデマンド交通運行支援業務（システム導入を含むものに限る。）又はこれに類する業務の全部を元請として完了させた実績を有すること。

ウ 個人情報保護のために必要な措置

個人情報保護のために必要な措置（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク等の認証取得又は事業所内での情報セキュリティポリシーの策定等）を講じていること。

エ 再委託

本業務の一部に対する再委託については、これを認める。この場合において、業務遂行体制（様式 4）に、再委託先及び再委託する業務の内容を記載しなければならない。

4 スケジュール（予定）

番号	内容	期日等
1	実施要領等の配付	令和 8 年 4 月 27 日（月） ～令和 8 年 5 月 14 日（木）
2	質問の受付期間	令和 8 年 4 月 27 日（月） ～令和 8 年 5 月 11 日（月）
3	質問への回答	令和 8 年 5 月 13 日（水）
4	参加申出書等の提出期限	令和 8 年 5 月 14 日（木）
5	企画提案書の提出期限	令和 8 年 5 月 26 日（火）
6	審査会（審査委員会）	令和 8 年 6 月 4 日（木）
7	選定結果の通知	令和 8 年 6 月 10 日（水）

8	契約の締結	令和8年6月下旬（予定）
---	-------	--------------

5 実施要領等の配付

(1) 配付期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月14日（木）まで

(2) 配付方法

立山町ホームページからダウンロードすること。

URL：<https://www.town.tateyama.toyama.jp/index.html>

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月11日（月）まで

(2) 質問方法

本プロポーザルに関する質問については、次の宛先への電子メールでのみ受け付けるものとする。

E-mail：jyumin@town.tateyama.lg.jp

※ メールタイトルのには、「（事業者の名称・質問）町営バスに係るプロポーザルについて」と記載すること。

[タイトル記載例]（株式会社立山町役場・質問）町営バスに係るプロポーザルについて

(3) 回答方法等

受け付けた質問に対する回答方法等は、次のとおりとする。

ア 回答については、全ての質問を取りまとめた上で、令和8年5月13日（水）までに立山町ホームページに掲載する。ただし、質問の内容が企画提案書等の作成作業を進める上で大きな影響を及ぼす可能性があるものと町が判断したものについては、予定日の到来前であっても随時立山町ホームページに回答を掲載する。

イ 事業者選定における公平性が担保できなくなるおそれのあるもの又は単なる意見の表明と解されるものについては、回答しないことがある。

ウ 内容が類似又は同様のものと解される質問については、まとめて回答することがある。

エ 立山町ホームページに掲載した回答については、掲載日以後、この実施要領と一体のものとして取り扱うものとする。

7 参加の申出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に定めるところにより参加を申し出ること。

(1) 申出期限

令和8年5月14日（木） 17時必着

(2) 申出方法

電子メールにより(3)の必要書類を事務局へ提出すること。この場合において、電子メール送信後には、必ず電話による到達確認を行うこと。

(3) 必要書類

番号	書類の名称	留意事項等
1	参加申出書（様式1の1）	
2	参加資格確認書（様式1の2）	
3	会社等概要書（様式2）	会社が発行するパンフレット等も可とする。

(4) 提出先（事務局）

立山町住民課環境安全係 担当：那智、浦田

E-mail：jyumin@town.tateyama.lg.jp

TEL：076-462-9963

所在地：富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地

8 企画提案書等の提出

参加申出者は、次に定めるところにより、企画提案書等を提出するものとする。

(1) 提出期限

令和8年5月26日（火） 17時必着

(2) 提出方法

提出方法は、窓口への持込み又は郵送（到着日時の記録が残るものを使用すること。）とする。

(3) 提出物

提出物は、次に掲げる必要書類を紙ファイルに綴じた正本1部及び副本10部（インデックスが付いたもの）並びに必要書類一式の電子データ（PDF形式）のCD-R1枚とする。

	書類の名称	留意事項等
1	企画提案書（任意様式）	「(4) 企画提案書の内容」を参照すること。
2	業務工程表（任意様式）	原則、A3サイズ1枚とすること。
3	機能要件等一覧（仕様書別紙1）	回答欄に必要事項を記載すること。
4	業務実績書（様式3）	
5	業務遂行体制（様式4）	
6	見積書（様式5）	本業務に要する金額（消費税額及び地方

		消費税額を除く。)を記載すること。
7	見積内訳書（任意様式）	令和8年度における初期費用、ランニング費用（月額費用を明記すること。）の項目ごとの内訳をそれぞれ記載すること。
8	責任者の経歴及び実績等調書 （様式6の1）	
9	担当者の経歴及び実績等調書 （様式6の2）	
10	直近3期分の損益計算書	
11	直近1期分の貸借対照表	
12	履歴事項全部証明書	
13	納税証明書（国税及び地方税）	発行日から3か月以内のものとする事。

(4) 企画提案書の内容

企画提案書の内容は、次のとおりとする。

ア 別紙「立山町営バス AI オンデマンド型実証運行支援等業務仕様書」及び「評価基準」を参考に、以下の内容を盛り込むこと。

- ・ 配車システムのインターフェイス（受付側、運転者側）
- ・ 配車システムによる予約から運行までの流れ
- ・ 配車システムの導入による運行経路のイメージ
- ・ インターネット等予約システムのインターフェイス及び操作性
- ・ レポート支援画面
- ・ 協賛金制度の構築その他の新たな収入確保策の実装支援に係る提案
- ・ 利用促進策及び乗合率向上策に係る提案
- ・ アンケートの実施に係る提案
- ・ 事業企画（コンセプト）デザイン
- ・ 上記のほか独自提案事項

イ 本業務に当たっての自社の強みやノウハウ、企画内容等については、立山町の現状、課題等を踏まえ、具体的に記載すること。

ウ 企画提案書の作成に当たっては、次の点に留意すること。

- ① 用紙の大きさ 日本産業規格A4
- ② 用紙の枚数 20枚以内
- ③ 文字のフォント UDフォント
- ④ 印刷方法 フルカラー・片面印刷

エ 企画提案書には、目次及びページ番号を付けること。

オ 提案趣旨、アピールポイント等を簡潔明瞭に記載すること。

カ その他提案限度額の範囲内において、専門的見地から有益と思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても独自提案を行うことができる。

(5) 提出先（事務局）

立山町住民課環境安全係 担当：那智、浦田

所在地：富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地

9 審査会（審査委員会）

(1) 開催日

令和8年6月4日（木）を基準に開催日時を調整した上で、参加申出者にメールにより個別に通知する。

(2) 会場

事務局が指定する会場とする。

(3) 所要時間

1事業者につき、プレゼンテーション 25 分間及びヒアリング 15 分間の合計 40 分間とする。ただし、これに準備時間（準備 5 分及び片付け 5 分）は含まない。

(4) 実施内容

実施内容は、次のとおりとする。

ア プレゼンテーション時には、提出した企画提案書の内容説明及び配車システムのデモンストレーション等を行うものとする。この場合において、プレゼンテーションの出席者は、1事業者につき2人以内とする。

イ プレゼンテーション終了後、委員によるヒアリングを行う。

(5) 会場設営

会場設営については、次のとおりとする。

ア 会場設営は、事務局が行う。

イ スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブル及び電源コードについては、事務局が準備する。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続環境については、各事業者が準備すること。

10 受託候補者の選定

(1) 選定方法

選定方法については、次のとおりとする。

ア 公募型プロポーザル方式とする。

イ 立山町が設置する審査委員会は、別紙「評価基準」に基づき、企画提案書の内容、プレゼンテーションの内容及びヒアリングにより審査を行うものとする。

ウ 審査の結果、最高合計得点を獲得した者を受託候補者とする。なお、最高合計

得点を獲得したものが2者以上となった場合は、見積書の金額の低い者を第1位とする。

エ ウの規定にかかわらず、合計得点が総得点の6割未満である場合には、交渉の対象としない。この場合において、改めてプロポーザルを行うことがある。

(2) 評価基準

評価基準については、別紙のとおりとする。

11 選定結果の通知

選定結果は、審査会への参加事業者に対し、令和8年6月10日（水）までに電子メールにより個別に通知するとともに、立山町ホームページにおいて公表する。なお、選定に係る問合せには、一切応じない。

12 失格事由

次のいずれかに該当した参加事業者については、失格とする。

- ア この実施要領に定める手続以外の方法により、審査委員会委員及び立山町職員に本プロポーザルに対する援助を求めた場合
- イ 提出された見積書の金額が提案限度額を超えた場合
- ウ 各書類の提出方法又は提出期限に適合しない場合
- エ 様式に適合しない場合
- オ 提出物等に虚偽の内容が記載されている場合
- カ あらかじめ通知された審査会の開始時間に遅れた場合
- キ 審査会を欠席した場合
- ク 要件に適合しない提案となっている場合

13 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

契約方法については、次のとおりとする。

- ア 企画提案書等の内容について、選定された受託候補者と協議を行い、これが調った場合に契約を締結する。
- イ アの協議が不調に終わった場合、受託候補者の次に高い得点を獲得した事業者と協議を行い、これが調った場合に契約を締結する。この場合において、協議が不調に終わった場合、改めてプロポーザルを行うことがある。

(2) 契約締結における個人情報の取扱い

契約の履行に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、立山町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号）及び立山町個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年規則第26号）を遵守すること。

14 その他

- (1) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (2) 提出物等は、返却しない。
- (3) 期限後の提出物等の追加及び差し替えは、原則認めない。ただし、事務局が特に必要と認める場合は、これを可とすることがある。
- (4) 選定に係る問合せには、一切応じない。
- (5) 本プロポーザルに要する経費については、全て参加事業者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルにおいて知り得た情報については、これを漏らすことを禁ずる。
- (7) 参加申出書の提出後に参加を辞退する場合は、事務局まで申し出ること。
- (8) 受託候補者に選定された後、仕様に係る協議を行い、これが調った場合に限り契約を締結するものとする。
- (9) 参加事業者が1者であっても、受託候補者としがないことがある。
- (10) 参加申出がない場合又は受託候補者を特定できなかった場合は、改めてプロポーザルを行うことがある。
- (11) この実施要領等の配付の日から受託候補者の選定が終了するまでの間、審査委員会委員及び立山町職員に対する営業活動を禁止する。
- (12) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、立山町情報公開条例（平成10年条例第23号）に基づき、提出物等の全部又は一部を開示することがある。

15 問合せ先（事務局）

立山町住民課環境安全係 担当：那智、浦田

E-mail： jyuumin@town.tateyama.lg.jp

TEL：076-462-9963 FAX：076-464-1147

所在地：富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地

(別紙)

評 価 基 準

No.	評価項目	評価の着眼点	配点
1	業務実績	過去5年以内に、地方公共団体における AI オンデマンド交通運行支援業務（システム導入を含むものに限る。）の実績を多数有し、これらの知見・経験を本業務に生かすことができるか	5
2	業務遂行体制	責任者及び担当者が豊富な知識・経験を有しており、確実な業務の遂行が期待できる体制となっているか	5
3	業務内容の理解	本業務の仕様、立山町地域公共交通計画の考え方等を十分に理解した上で、提案がなされているか	10
4	システムの機能	① 本町の要求水準を満たす機能を有したシステムであるか（5） ② <デモ>利用者、ドライバー、オペレーター、管理者等の誰もが使いやすいシステムとなっているか（15） ③ 将来的に拡張要求を実現できるものとなっているか（5）	25
5	利用促進の実現性	① 利用者の増加及び定着に向けた手厚い伴走支援が期待できるか（10） ② 具体的・実効的な乗合率向上策が提案されているか（10）	20
6	持続可能性・共創性	① 提案された新たな収入確保策が持続可能性及び共創の視点に配慮された実効性の高いものとなっているか（10） ② システム（これに付随するものを含む。）のランニングコストが持続可能な金額となっているか（5）	15
7	独自提案	効率的・効果的な独自提案が盛り込まれているか	5
8	見積金額	15×提案者中の最低見積金額／見積金額	15
合計			100

(様式1の1)

令和 年 月 日

立山町長

申出者 (住所又は所在地)
(商号又は名称)
(代表者役職及び氏名)

参加申出書

立山町営バス AI オンデマンド型実証運行支援等業務に係るプロポーザルに参加したいので、本プロポーザル実施要領7に基づき、必要書類を添えて申し出ます。

担当部署等		
担当者	役職	
	氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

(添付書類)

- (1) 参加資格確認書 (様式1の2)
- (2) 会社等概要書 (様式2)

(様式1の2)

参加資格確認書

No.	確認項目	確認結果
1	立山町財務規則第137条に規定する立山町指名競争入札参加資格者名簿への搭載又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者としての認定が済んでいる。	は い ・ いいえ
2	地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない。	は い ・ いいえ
3	立山町から立山町建設工事等指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けていない。	は い ・ いいえ
4	国税徴収法第2条に規定する国税及び地方税法第1条第4号に規定する地方税を滞納していない。	は い ・ いいえ
5	会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない。	は い ・ いいえ
6	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない。	は い ・ いいえ
7	本業務の遂行の過程で必要となる連絡、調整、打合せ等に、迅速に対応できる体制を有する。	は い ・ いいえ
8	過去5年以内に地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に規定する協議会が発注したA I オンデマンド交通運行支援業務(システム導入を含むものに限る。)又はこれに類する業務の全部を元請として完了させた実績を有する。	は い ・ いいえ
9	個人情報保護のために必要な措置(一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク等の認証取得又は事業所内での情報セキュリティポリシーの策定等)を講じている。	は い ・ いいえ

上記1～9の内容については、いずれも事実と相違のないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

申出者 (商号又は名称)
(代表者役職及び氏名)

※ 代表者役職及び氏名については、自署によること。

(様式2)

会社等概要書

(令和8年4月1日現在)

(ふりがな)	
商号又は名称	
本社所在地等	〒
ホームページ URL	
代表者の役職	
(ふりがな)	
代表者の氏名	
会社等設立年月	
資本金	円
経常利益 (直近3期分)	(年 月期) 円
	(年 月期) 円
	(年 月期) 円
従業員数	人
	(うち技術系) 人
	(うち事務系) 人
その他	

※ 会社等が発行するパンフレット等をもって、これに代えることができる。

(様式3)

業 務 実 績 書

申出者 (商号又は名称)

業務名	発注者 (自治体人口)	業務内容 (運行車両数)	履行期間
			契約金額

(添付書類)

業務の具体的内容(対象者属性、人数、実施内容、成果)及び本町での活用に向けた参考となるポイント(A4用紙2枚以内とする。)

- ※1 過去5年以内に地方公共団体又は協議会から受注したAIオンデマンド交通運行支援業務(システム導入を含むものに限る。)又はこれに類する業務の実績(実証実験を含む。)について、記載すること。
- ※2 発注者欄には「自治体人口(協議会の場合にあっては、構成する市町村の総人口)」を、業務内容には「運行車両数」をそれぞれ付記すること。
- ※3 富山県外での業務は3つまでの記載とし、業務内容の頭に(外)を付記すること。
- ※4 下請として履行した業務については、業務名の頭に(下)を付記すること。
- ※5 記載欄が不足する場合は、本様式をコピー等により複写の上、使用して差し支えない。

(様式4)

業務遂行体制

令和 年 月 日

申出者 (商号又は名称)

1 実施体制

役割	氏名、所属、役職等	実務経験年数・資格	担当する業務内容
責任者	氏名 _____ 所属 _____ 役職 _____	実務経験年数 (年) 保有資格	
担当者	氏名 _____ 所属 _____ 役職 _____	実務経験年数 (年) 保有資格	
担当者	氏名 _____ 所属 _____ 役職 _____	実務経験年数 (年) 保有資格	
担当者	氏名 _____ 所属 _____ 役職 _____	実務経験年数 (年) 保有資格	

※1 配置予定者について、記載すること。

※2 必要に応じて行を追加し、記載すること。

2 再委託先

再委託先	再委託する業務の内容

※3 必要に応じて行を追加し、記載すること。

(様式5)

令和 年 月 日

立山町長

申出者 (住所又は所在地)
(商号又は名称)
(代表者役職及び氏名)

見積書

本業務に要する金額について、次のとおり見積りいたします。

1. 業務名 立山町営バス AI オンデマンド型実証運行支援等業務

2. 見積金額

総額		円
うち初期費用		円
うちランニング費用		円

(添付書類)

見積内訳書(初期費用及びランニング費用について、仕様書「9 費用体系」を参考に項目ごとの内訳を示すこと。)

※1 金額は、算用数字で表示すること。

※2 金額の欄には、消費税及び地方消費税額を除く金額を記入すること。

(様式6の1)

責任者の経歴及び実績等調書

申出者 (商号又は名称) _____

1 責任者の基礎情報

氏名		実務経験年数	
所属・役職			

2 同種の業務経歴

業務名称	業務概要・業務の技術的特長・当該技術者の担当内容	発注者	履行期間

※ 業務経歴は、主なもの5件程度を記載してください。

(様式6の2)

担当者の経歴及び実績等調書

申出者 (商号又は名称) _____

1 担当者の基礎情報

氏名		実務経験年数	
所属・役職			

2 同種の業務経歴

業務名称	業務概要・業務の技術的特長・当該技術者の担当内容	発注者	履行期間

※ 業務経歴は、主なもの5件程度を記載してください。